

令和8年生駒市議会（第3回）定例会議案

（追加提案分）

令和8年3月24日

生 駒 市

令和 8 年生駒市議会（第 3 回）定例会議案目録

（追加提案分）

議案番号	議 案 名	頁
報告第 2 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	1～2
報告第 3 号	市長専決処分の報告について (変更契約の締結について)	3～4
議案第 31 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	5

報告第 2 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和8年3月24日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて
議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結につい
て、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その1）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
(1) 変更前 355,300,000円
(2) 変更後 354,976,600円
- 4 契約の相手方 大阪市北区南森町2丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福地文雄
- 5 工 期 契約の日から令和8年3月31日まで

令和8年3月18日

生駒市長 小 紫 雅 史

報告第 3 号

市長専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

記

変更契約の締結について

令和8年3月24日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

専 決 処 分 書

変更契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づいて議会の議決により指定された市長の専決処分事項である変更契約の締結について、同項の規定により、下記のとおり専決処分する。

記

- 1 契約の目的 生駒市小学校屋内運動場空調設備整備工事（その2）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額
 - (1) 変更前 388,300,000円
 - (2) 変更後 387,711,500円
- 4 契約の相手方 大阪市北区南森町2丁目4番32号
柳生設備株式会社
代表取締役 福地文雄
- 5 工期 契約の日から令和8年3月31日まで

令和8年3月18日

生駒市長 小紫雅史

議案第 31 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 2 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第 1 条 生駒市国民健康保険税条例（平成 1 2 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「2 2 万円」を「2 4 万円」に改める。

第 2 条 生駒市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「6 5 万円」を「6 6 万円」に、「2 4 万円」を「2 6 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条の規定による改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。